

平成30年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年7月10日(火) 午後1時30分
2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山寄	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	9番	木原	さち子	
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎	

農地利用最適化推進委員

委員		安部	寛	野田	稔		
		荻原	晴雄	栄田	正温		
		井上	善雅	谷本	昭		
		永江	守弘	山本	知司		
		上月	清	前田	智		
		保田	公範	松田	純一		
		藤田	克昭				

4. 欠席委員 8番 田中 正則 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 3番 山寄 幸臣 4番 田中 豊秋
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告
- 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 非農地証明について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香 主任 田淵 裕二

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 1 名。農地利用最適化推進委員 1 名です。</p> <p>出席者数、農業委員 13 名です。定足数に達していますので、平成 30 年度第 4 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3 番 山寄 幸臣委員、4 番 田中 豊秋委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが、私からはありませんが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
小林委員	<p>先ほどの会長の挨拶でもありましたが、私の担当地区では、この度の豪雨の影響で、護岸が流出し田 3 枚に流入する被害が出ていますし、導水路にも流入しています。山の根の畑では野菜に土が被り耕作物がダメになるといった被害も出ています。今後調査が入れば、もっと色々な被害状況が分かってくると思います。皆さんの担当地区でも被害があればご報告いただき、何ができるのか相談させてもらえればと思います。</p>
議長（会長）	<p>そういった案件については、農業委員会も係っていき、相談にのり進めて行くことが大事だと思います。皆さんも情報を得られましたらご協力をお願いしたいです。</p> <p>その他、報告がありますか。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。 相続についての届出です。今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 2 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長、八頭町長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きます、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号4-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 安井宿地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 46 m²です。</p> <p>広域あんぼ柿加工施設を目的とした、所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書2ページから4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、あんぼ柿の増産による更なる販売額の増加への取り組みのため、新たな加工施設を整備したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地です。許可根拠は農業用施設等です。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関残高証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は水路、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地です。土地所有者の同意は得られています。申請地は加工施設の駐車場部分にあたりますので現状のまま利用し、雨水排水は自然流下し農業用水路に排水します。汚水排水は合併浄化槽を利用します。水利組合の同意書は得られています。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、9番木原委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員	<p>7月6日に現地確認を行い双方に聞取りを行いました。申請地周辺は、JA選果場と一部たばこの乾燥施設があった場所です。そこにあんぽ柿加工施設と駐車場を建設されます。申請地は駐車場の一部になりますが、現在は不耕作でシートを張られており、管理のみ行っておられます。隣接する道を通って果樹園へ行かれています、その耕作者の同意も得られていました。</p> <p>また工事は許可後の9月～10月初めに開始されるとのことでした。周囲の農地への影響はないと思いますので、問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号5-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号5-2について説明します。</p> <p>土地の所在地 郡家地内3筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 382㎡、145㎡、39㎡、合計566㎡です。</p> <p>一般住宅建築を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書2,6,7ページに図面を付けています。土地利用計画図は8ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在、町内のアパートに居住しているが、手狭になったため住居と倉庫を新築したいということです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は駅、役場等から300m以内の農地ということで、第3種農地です。許可根拠は原則許可です。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書及び残高証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p>

周辺農地への影響ですが、東側は宅地、西側は水路、南側は宅地と公衆用道路、北側は宅地と畑になっています。土地は現状のまま利用されますが、擁壁を設けガードフェンスを設置します。雨水は既設水路に放流し、汚水排水は公共下水道に接続します。施設は平屋建てであり高さは約5m、隣地からの距離は4～5m離しますので、日照、通風の影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

会 長 7月2日に譲渡人に面会し聞き取りを行いました。譲受人の代理人には7月6日に聞き取り調査を行いました。3筆ありますが、382㎡の土地に住居と倉庫を建築されます。39㎡の土地は幅50cm程度の私設農道です。譲渡人の意向で全筆購入してほしいということで、このような申請になっています。所有者の世帯には農業に係れる人がおられず、農地の管理もできないことから、できるだけすみやかに処分したいという思いがあったようです。申請地は第3種農地であり、住宅地にある農地です。周辺の農地に影響を与える等の問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第4 議案第2号 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明について説明します。

これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であること

の証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号 5-1 について説明します。

土地の所在地 山路地内1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 17 m²です。

場所につきましては、議案書の 10 ページから 12 ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を丸山委員、河村委員、荻原推進委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、6 番丸山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

丸山委員 7 月 6 日に河村委員、荻原推進委員、事務局とで現地確認を行いました。12 ページにあるように、山の谷間にある狭い部分です。隣地との境界も分かりにくい土地で原野化しています。非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号 5-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 5-1 について申請どおり決定いたします。

以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成 30 年 6 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 13 ページから 14 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 4 件です。面積は田 6,611 m²です。

中間管理事業分としては新規 2 件です。面積は田 747 m²、畑 3,074 m²、合計 3,821 m²です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） それでは受付番号 34-1 から 36-3 について審議を行います。
事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで通常の利用権設定 受付番号 34-1 から 36-3 について申請どおり決定します。

続きまして受付番号 37-4 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは受付番号 37-4 について審議を行います。
事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

河村委員 （株）ノヴァアグリ八頭とはどういう会社でしょうか。構成員数、経営規模等分かりませんか。

事務局 農地所有適格法人ではありますが、今、説明できる資料はありません。

河村委員	<p>このように法人が農地を借りられるということがあります。我々もどのような法人があり、構成、経営規模等知っておいた方がいいと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。来月、農地所有適格法人の一覧を提出させていただきます。</p>
山根委員	<p>ホームページを開設されています。参考にされてはどうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 ノヴァアグリ八頭の構成員等については、代表をされている関係委員にお聞きしましょうか。</p> <p>(関係委員入室)</p>
事務局	<p>法人について概要説明をお願いします。</p>
関係委員	<p>平成 24 年に発足した会社です。当初は 5 名で始めましたが、現在は 3 名で 6 圃場を管理しています。やっと収穫が出来始めたところです。収穫したものについては、全部本社が買い取ってくれるという約束の元、始めた会社ですので買取の心配はありませんが、本社が求めているトン単位の収量を上げることができていません。その収量を上げるためには規模拡大をしなければなりません、なかなかそこまでできていないのが現状です。</p>
河村委員	<p>何を作っておられるのですか。</p>
関係委員	<p>ブルーベリー、ラズベリー、イチジクを栽培しています。 大豆は今年初めて取り組んでいます。大豆をきな粉にして販売します。農地を借りるにあたって、今までは耕作放棄地のような農地を借りて活かすということをコンセプトにしていましたが、実際は鳥獣被害が多く大変です。最近水田跡も耕作してもらえないかとの依頼があるので、そういう所で耕作することも考えています。 しかし、そうすると農薬の空中散布に当たりますので、空中散布の隣のは場がどれだけ影響があるのか把握するために、試験的に借りたものです。</p>
山本推進委員	<p>船岡地内でも借りられていますが、茅が繁茂している場所があります。なぜ耕作されないのでしょうか。</p>

関係委員	土地が荒地で石ばかりの土地です。茅を生やして耕作できる土にしたいと考えています。排水の問題と獣被害対策の柵も必要です。今の段階では手が回らないのが現状です。
山本推進委員	借りておられるのですから、管理はしていただきたいです。
関係委員	わかりました。
議長（会長）	その他、意見質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	関係委員は議決には加わらないようにお願いします。質疑が無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで通常の利用権設定 受付番号 37-4 について申請どおり決定します。 続きまして中間管理事業分 受付番号 31-1 から 32-2 について審議を行います。関係委員も審議に加わってください。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして質問意見ありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 31-1 から 32-2 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を行います。

整理番号 31-1 から 34-4 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成 30 年 6 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 3,821 m²を借受け希望のありました地域の担い手である 1 法人へすべて配分するものです。

また、整理番号 33-3 から 34-4 についてですが、これは平成 27 年 1 月から 1 法人へ配分され耕作されていた農地ですが、この度、その法人が若手農業者へ協力されるということで解約され、耕作者を変更するものです。

議長（会長）

この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、申請どおり決定します。

以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について

八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号 1-1 について説明します。

申請地 南地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 862 m²です。

目的は農用地区域への編入です。

理由としては、多面的機能支払交付金事業の対象農用地に位置付け、農業生産活動を維持管理していくためとのことです。

場所は、議案書の 18 ページから 20 ページに図面を付けています。この農地はほ場整備はされていない第 2 種農地であり、農用地区域に

	隣接している農地です。
議長（会長）	この案件は、13番小林孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
小林委員	事務局の見解とは少し違います。この農地はほ場整備された区域内の農地です。そうであるのに農用地区域から外れているのが納得できません。図面左側に町営住宅があります。そこも申請人の所有地でした。住宅を建築するために農用地区域から外し、そのまま外れてしまったのではないかと想像します。この農地はずっと野菜等作られていますので、守っていかねばいけない農地です。申請人の息子さんも地域の担い手として頑張られています。当然編入すべき農地と考えます。
事務局	先ほど説明でほ場整備はされていないと言いましたが、されていますので訂正をお願いします。
議長（会長）	ほ場整備はされているとのことですが。意見質問はありませんか
河村委員	この手続きをしないと何か不都合なことがあるのですか。
事務局	多面等の補助金を受給されるためには、農地が農用地区域内に入っていることが条件になります。そのため立地や耕作状況等考慮し、今後も守るべき農地とし編入されるものです。
河村委員	分かりました。
丸山委員	基盤整備された農地で農用地から外れているということがあるのですか。
事務局	基本的にはないです。
丸山委員	いきさつは分からないのですか。
小林委員	昭和50年代のことなので、いきさつは分かりません。
議長（会長）	その他意見質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>以上で、議案第5号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第6号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に議案書の訂正をお願いします。議案書発送後、耕作しているとの申し出がありましたので、これから申し上げます7筆を削除してください。22ページの8番31番32番、25ページの134番、27ページの57番58番59番を削除してください。それでは説明をします。</p> <p>議案第6号 耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。</p> <p>これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。</p> <p>議案書22ページから27ページをご覧ください。</p> <p>今回は大御門、国中地域を審議対象地としております。筆数は大御門地域135筆 面積62,429.64㎡、国中地域63筆 面積69,400㎡、合計198筆 131,829.64㎡です。</p> <p>今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付し、町税務課に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨」要請することとしています。その後農地台帳から削除する予定です。</p>
議長（会長）	<p>これまでにない取り組みが出てきています。間違いなく速やかに取り組んでいく必要があります。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
井上推進委員	<p>農地パトロールの時にB判定をしましたが、その後非農地になるという意識はありませんでした。現場だけを見て判定をしました。一括して税務課が法務局へ登記するとありますが、土地の登記のことでし</p>

	ようか。
事務局	今までは、農業委員会が非農地通知を土地所有者にし、土地所有者が法務局で登記手続きをするという流れでしたが、昨年から行政側が法務局の登記地目の変更までするという取組を県下でしています。
井上推進委員	所有権を保有している人がここに名前の挙がっている人なのかどうか分かりませんが、所有者の登記も役場がするのですか。
事務局	所有者の変更はしません。登記地目のみの変更です。
井上推進委員	そういったことができるのですか。
山寄委員	これは地権者に通知を出しています。地権者にどうするか聞いているのです。所有者不明農地ではないですから可能だと思います。
安部推進委員	名義変更なしで地目が変わるということですね。
議長（会長）	そうです。
井上推進委員	この方々は了解されているのですか。
事務局	事前通知を出して、耕作しているという回答があった方は外しますが、何の返事もなかった方はこの議案に入っています。しかしこれは、県農業会議、県の示した事務手続きに基づいて行っています。
井上推進委員	通知が届いてもよく分からない人がおられるのではないのでしょうか。
栄田推進委員	はっきりしておいた方がいいのではないのでしょうか。何も言われないので非農地にしたというのはどうかと思います。
小林委員	事務局は県の指導どおりしている。それがみんなの中で腹入りできないのであれば、担当委員、推進委員が戸別に聞取りしていくしかないのではないのでしょうか。
栄田推進委員	面倒でも集落ごとに集めて説明をするということにしてはどうですか。

安部推進委員	<p>広報に農業委員会はこういう取組をしていくということを掲載してはどうでしょうか。</p>
小林委員	<p>異議申立期間というのは何にでもあります。その間告示したということで、後からのトラブルは避けられるのではないですか。</p>
事務局	<p>最初に事前通知書を送付し、議決後に非農地通知を送付します。2回確認をとることになります。</p>
河村委員	<p>その通知書を見せてもらえませんか。</p>
事務局	<p>コピーを取ってみなさんにお配りします。</p>
西田委員	<p>前回の委員会の説明時に、私の担当地区もしてほしいと思われている方がおられるのではないのでしょうか。どういう流れで進めていくのか分かりませんでしたので、一般町民にも分かるように広報等で伝えてほしいと思います。</p>
事務局	<p>この後、農地利用状況調査の流れスケジュール等を説明させていただく予定にしています。</p>
議長（会長）	<p>一時休憩を挟みたいと思います。</p> <p>（10分休憩）</p>
議長（会長）	<p>それでは再開します。</p>
事務局	<p>前回に委員会でも報告しましたが、現在、事前通知を大御門、国中地区に出しています。航空写真も確認し間違いなければ議決後、非農地通知を送付予定です。異議申し立てがあれば農業委員会、税務課と協力し対処していきます。</p> <p>手続については法務局、税務課とも既に協議しています。登記終了後に何か異議申し立てがあれば、どう対応するのかは協議しながら進めていきたいと思っています。</p> <p>昨年、県下では三朝町が大規模に非農地通知をされました。八頭町では地域を区切り順次していく予定です。広報には掲載しますし、通知も2回送付します。それ以外に何か対応すべきことはありますか。</p>
谷尾委員	<p>なぜ今年からこういった取組を始めたのか皆さんに分かるように</p>

説明をするべきだと思います。

また、これを行うことによるメリットが分かれば、抵抗なく変えられるのではないのでしょうか。

山寄委員

皆さん、難しく考えておられるのではないのでしょうか。一番すべきことは遊休農地を少なくしようということです。農地ではなくなっている農地は台帳から削除し整理していくことです。

谷尾委員

これを行うことの目的は何になるのでしょうか。

事務局

農業委員会制度が変わり、農地利用の最適化が農業委員会の重要責務に位置付けられました。そのことにより、まず農地利用状況調査によって守っていくべき利用可能農地、非農地にする農地の選別をしていきます。その結果により農地台帳を整備し、正確性を高めることが求められています。そのための第一歩としてこの非農地通知に取りかかっていると考えています。目的としては農地台帳の正確性を高め、実態に合わせていくことだと考えます。

丸山委員

目的ははっきりさせるべきだと思いますし、今後の手続きを説明するとともに、個人のメリットを通知に記入すべきです。

安部推進委員

それは、広報で出せばいいのではないですか。いついつの広報に書いてあるので、詳細は確認してくださいという書き方でいいのではないですか。

丸山委員

承諾書は取った方がいいのではないですか。

小林委員

非農地通知書の下に、異議申出があった場合は対処すると書いてあります。それでいいのではないですか。

議長（会長）

原野化している農地については、農地台帳から削除し正確性を高めていく必要があります。基本的事項は広報に掲載し、必要があれば個別に対応していかなければなりません。このことは取り組まなければならないことです。問題があるから何もしないのではなく、問題に対処しながら、できることから手を付けていくことが大事だと思います。そうしなければ前へ進みません。できるだけ進める方向で向かっていただきたい。皆さんと知恵を出し合って取り組んでいきたいと思っています。山寄委員の言われる通り、この手続きを行うことが大事です。

安部推進委員	非農地通知の棒線カ所は、所有者の変更もしてくれると見て取れません。地目の変更のみと分かりやすく明記した方がいいです。
栄田推進委員	地目の変更のみとはっきり書いてください。
事務局	<p>分かりました。最初に委員会で、もう少し詳しく取組内容や手順等の説明をすべきでした。順序が逆になってしまったことは申し訳ありませんでした。</p> <p>この取組は県下でも早い方です。昨年、実施されている町もあるので、その様子も聞きながら取り組んでいきたいと考えます。</p>
議長（会長）	そうしましたら、意見も出つくしたように思います。この議案について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。</p> <p>以上で日程第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●視察研修について ●6月委員会で審議した5条転用申請については、6月19日付で許可されました。 ●公務災害補償制度の更新について ●平成30年度農地利用状況調査について ●次回農業委員会は8月10日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。終了（16時15分）